

災害時における宿泊施設の
提供に関する協定

伊賀市

株式会社伊賀

ヒルホテル サンピア伊賀

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書

伊賀市（以下「甲」という。）と株式会社伊賀（以下「乙」という。）とは、地震や台風、洪水その他の自然災害が発生し、または発生する恐れがある場合、もしくは緊急事態が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難者等への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の応急対策活動に関して、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 避難者とは、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者をいう。
- 二 災害時応援職員とは、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策職員派遣制度に基づき他地方公共団体から派遣される職員をいう。

（宿泊施設の提供）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設を可能な範囲で、宿泊施設として提供することに同意する。

（協力内容）

第4条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、この協定に基づき乙に対し、次に掲げる各号の全部または一部について、協力を要請することができる。

- 一 避難者の生活スペースとして利用できる宿泊可能な客室の提供
- 二 災害時応援職員の宿泊施設として利用できる宿泊可能な客室の提供
- 三 料理、弁当等の食事の提供
- 四 トイレ、入浴施設等の衛生設備の提供
- 五 その他乙が避難者及び災害時応援職員の受入れに関し協力できる事項

（協力の要請）

第5条 甲は災害時において必要と認めるときは、乙に対して、災害の状況及び協力を要請する事由、現場責任者及びその他必要事項等を記載した協力要請書（別記様式1）を提出し、協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請書（別記様式1）の提出があった場合には、施設内の安全点検を実施し、協力要請にかかる可否等について、宿泊施設の利用にかかる回答書（別記様式2）

により回答するものとする。

- 3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要するときは、口頭により乙に要請を行うことができる。ただし、後日速やかに協力要請書（別記様式1）を提出するものとする。
- 4 第1項の要請に基づく協力の期間は原則、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定する。

（協力の終了）

- 第6条 甲は、第5条第1項の要請に基づく協力要請を終了する場合は、乙に協力要請終了届（別記様式3）を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により、第4条各号に掲げる協力が終了した場合において、なお正当な理由なく乙の施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力し、避難者の退去を指示するものとする。この場合において、甲は当該帰宅困難者の事情を考慮するものとし、適切な場所への移動を指示しなければならない。

（費用負担）

- 第7条 この協定に基づく費用の負担について、第4条第1項第2号に基づき、乙が実施した支援協力に要した経費は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定し、甲若しくは宿泊者が負担するものとする。
- 2 前項の定めを除く第4条第1項各号に基づき、乙が実施した支援協力に要した経費は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（損害賠償）

- 第8条 乙が第5条第1項の受諾をした場合において、避難者及び災害時応援職員が施設等に損害を与えた場合の復旧等に係る経費は、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、甲乙協議の上、経費負担について定めるものとする。ただし、災害により生じた損害については、この限りではない。
- 2 乙が第4条各号の協力を行うときに、安全配慮義務を果たしたにも関わらず発生した損害の責任は、乙には及ばない。

（災害補償）

- 第9条 第4条第1項各号に掲げる業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病、又は障がいの状態となった者又はその遺族に対する損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令によるものとする。

（災害時の情報共有）

- 第10条 甲及び乙は第5条第4項に規定する協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、

情報の共有化に努めるものとする。

（守秘義務）

第 11 条 乙は第 4 条第 1 項各号に掲げる事項への協力中に知り得た個人情報を甲以外の者に漏らしてはならない。また、要請期間が満了した場合も同様とする。

（平常時からの備え）

第 12 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から災害への備えに万全を期すとともに、甲が行う防災訓練等に協力する。

2 甲及び乙は、この協定に関わる災害時緊急連絡先（別記様式 4）を取り交わすこととする。

（有効期間）

第 13 条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 か月前までに甲及び乙のいずれからでも何らかの申出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

三重県伊賀市四十九町 3 1 8 4

甲 伊賀市
伊賀市長

三重県伊賀市西明寺 2 7 5 6 - 1 0 4

乙 株式会社伊賀
ヒルホテルサンピア伊賀

※別記様式 1

年 月 日

協 力 要 請 書

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第 5 条第 1 項に基づく協力要請をいたします。

様

伊賀市長

1. 災害の状況及び協力を要請する事由

--

2. 現場責任者

職・氏名	電話番号・F A X

3. その他必要事項等

その他必要事項等

※別記様式 3

協 力 要 請 終 了 届

災害時における宿泊施設の提供に関する協定書第 6 条第 1 項に基づき、協力の要請を終了いたします。

様

伊賀市長

1. 協力要請を終了する日時

年 月 日 時をもって協力の要請を終了する。

2. 現場責任者

職・氏名	電話番号・FAX

3. その他必要事項等

※別記様式 4

年度 災害時緊急連絡先

年 月 日現在

【協定名】 災害時における宿泊施設の提供に関する協定

協定先：

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
ご担当者		ご担当者	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
代表者様の職・氏名			
ご担当者の部署・職・氏名			
備 考			

伊賀市

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署	防災危機対策局（総括班）	担当部署	防災危機対策局（総括班）
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	

※夜間及び休日の場合は警備員又は日直が対応後担当部署へ連絡